Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和2年11月10日 九 州 地 方 整 備 局

災害対応の協力に対する感謝状を贈呈します

令和2年7月豪雨の影響により、有明海・八代海において流木をはじめとした大量の漂流物が確認されました。航行船舶の安全確保及び海洋環境保全のため九州地方整備局では、調査観測兼清掃船「海輝」、「海煌」及び「がんりゅう」を出動させ、漂流物の回収作業を行いました。特に約1ヶ月の長期に亘り大量の漂流物の回収作業を行い同海域における船舶の航行安全確保及び海洋汚染の防除に大きく貢献しました。

また、九州地方整備局と災害協定を締結している団体にも漂流物の回収に関する作業を要請しました。要請を受けた団体は、被災直後の航空機や衛星写真による海面調査及び漂着物モニタリングによる漂流物の確認調査、クレーン付台船等による大量の漂流物を回収したことにより八代海における船舶の航行安全確保及び海洋汚染の防除に大きく貢献しました。

これらの企業、団体の強い使命感と功績を称え、感謝状を贈呈するものです。

- 1. 「令和2年7月豪雨」に伴う漂流物回収作業等の貢献者への感謝状贈呈
 - ■副局長感謝状 6社
 - 〇一般社団法人 日本埋立浚渫協会 九州支部 (対応可能な会員企業の調査・調整等)
 - 〇九州港湾空港建設協会連合会(対応可能な会員企業の調査・調整)
 - 〇一般社団法人 海洋調査協会 九州支部 (航空機、衛星写真による海面調査等)
 - ○熊本フェリー株式会社(調査観測兼清掃船「海煌」による漂流物の回収)
 - ○祐徳近海汽船株式会社(調査観測兼清掃船「海輝」による漂流物の回収)
 - 〇株式会社ポルテック (調査観測兼清掃船「がんりゅう」による漂流物の回収)
 - ■事務所長感謝状 17社
 - 〇東亜建設工業(株)九州支店 〇五洋建設(株)九州支店 〇若築建設(株)九州支店
 - 〇(株)明興建設 〇(株)村上工業 〇(株)肥前建設 〇(株)隆勢
 - 〇小牧建設(株) 〇(株)五大 〇(有)山本建設工業 〇井森工業(株)
 - 〇松石建設(株) 〇(株)住吉 〇(有)濱崎海事 〇千原海事(株)
 - 〇川内川砂利生産協業組合 〇(有)善徳丸建設

(台船等による漂流物の回収)

- 2. 感謝状贈呈式
 - ■日 時:11月12日 14:00~
 - ■場 所:熊本県八代市新町 5-20

桜十字ホールやつしろ(やつしろハーモニーホール) 3F A・B会議室

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 港湾空港部

港湾空港防災・危機管理課 課 長 樋口 晃 **☎**092-418-3375 港政課 課 長 松村 匡 **☎**092-418-3340

国土交通省 九州地方整備局 熊本港湾・空港整備事務所

副所長 田中 浩紀 ☎096-357-0222



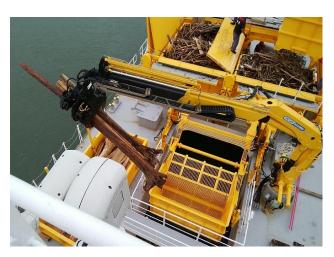
クレーン付台船等による漂流物の回収 (一般社団法人 日本埋立浚渫協会 九州支部) (九州港湾空港建設協会連合会)



航空機、衛星写真による海面調査等 (一般社団法人 海洋調査協会 九州支部)



「海煌」による漂流物の回収 (熊本フェリー株式会社)



「海輝」による漂流物の回収 (祐徳近海汽船株式会社)



「がんりゅう」による漂流物の回収 (株式会社ポルテック)

「令和2年7月豪雨」に伴う漂流物回収作業等の貢献者への感謝状贈呈式 取 材 登 録 書

取材を希望される方は、事前にFAXにてご登録をお願いします。

FAX 送信期限:令和2年11月11日(水)12時まで

FAX 送信先 : 国土交通省 九州地方整備局 港湾空港部 港政課 瀧本

FAX 番号 : 092-418-3031

◆報道機関名
◆取 材 者 <i>※感染対策のため、最少人数でお願いします。</i>
1)代表者
<u>2</u>)
3)
◆連絡先(代表者の連絡先)→ <u>取材当日に連絡可能な携帯番号等</u>

(備老)

上記の「◆連絡先(代表者の連絡先)」には、<u>取材当日に連絡可能な連絡先</u>を記入して下さい。 (取材当日、変更等が生じた場合に、ご連絡します。)

(新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る注意事項)

取材は、可能な限り1名又は最少人数でお願いいたします。

当日は、お名刺のご提出、又は受付名簿に所属、氏名、連絡先をご記入のうえ、当局係員の指示に従い入室してください。

会場入室にあたっては、マスクの着用、手指の消毒及び検温にご協力をお願いします。

体調の優れない方、また、検温の結果が 37.5 度以上の方については、入室をお断りさせていた だきます。

会場内では、腕章又は身分証の着用をお願いします。

その他、取材にあたっては、当局係員の指示に従ってください。